

## 事業・不動産収入用チェックシート

(提出不要です)

<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者は世帯主ですか。 (主たる生計維持者が世帯主と異なる場合は申請時にその旨をお申し出ください。 <u>状況によっては認められない場合があります。</u> )
<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者の2019年分の確定申告又は住民税申告は済んでいますか。 (所得が確定していませんので、申告後に減免申請書を提出してください。)
<input type="checkbox"/>	世帯員の国民健康保険の加入・脱退の手続きは済んでおられますか。 (減免決定以降に手続きされた場合減免額が変更になる場合があります。)
<input type="checkbox"/>	被保険者の2019年分の確定申告又は住民税申告は済んでいますか。 (申告義務がない方でも、申告を予定している方は申告後に減免申請書を提出してください。申告義務がなく申告予定がなければOKです。)
<input type="checkbox"/>	営業と農業の収入がある方は合算して事業収入欄に記載していますか。 (営業と農業はまとめて事業収入として扱います。)
<input type="checkbox"/>	「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や県から支給される「持続化給付金」など給付金を含んでいませんか。 (国や県から支給される各種給付金は控除する額に含めません。)
<input type="checkbox"/>	減収見込みの収入について2019年分の所得はプラスですか。 (2019年分の所得が0又はマイナスの場合、今年30%以上減収見込みであっても減免の対象になりません。)
<input type="checkbox"/>	2.主たる生計維持者及び全ての被保険者の2019年中の所得については正しく記載できていますか。 (令和2年2月以降に加入期間がある全ての方についてご記入ください。) (特別控除等の租税特別措置法に規定する特別控除については控除後の額です。繰越損失がある方は繰越損失を引く前の額です。)

### 【添付資料】

#### 主たる生計維持者分

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 2019年分確定申告書第一表の控えの写し（収入金額の記載があるもの）、又は住民税申告書の控えの写し<br><br>(月ごとの収入金額の変動が大きい方は青色申告決算書や月ごとの収入金額の分かるものの写しをつけてください。<br>※見込額の合理性を判断するための参考資料とします。添付がない場合は年収を12で割った金額で判断します。) |
| <input type="checkbox"/> | 2020年1月～申請月の前月までの収入額の分かるものの写し<br>(内容が分かるものであれば、手書きでも会計ソフト等で作成したものでも様式は問いません。)   |
| <input type="checkbox"/> | 事業の廃止をされた方は廃業等届出書の写し  |

### 【注意事項】

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 一部減免に該当する場合、申請月の翌月または翌々月の納期限で減額となります。減免に該当しても納付が困難な方については、納付猶予の申請をご検討ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 口座振替や年金天引きの対象世帯は申請時期により減免前の金額で納付となってしまう場合があります。納付額が減免後の年税額を上回る場合は還付となります。  |

## 給与収入用チェックシート

(提出不要です)

<input type="checkbox"/>	65歳未満の失業者で <u>離職理由コード</u> が以下に該当しませんか。 1 1, 1 2, 2 1, 2 2, 2 3, 3 1, 3 2, 3 3, 3 4に該当する方は減免の対象ではなく失業による軽減の対象となります。手続きには「雇用保険受給資格者証」が必要です。最寄りの市民センターで軽減の手続きをお願いします。(給与以外で30%以上の減収がある場合は減免の申請も併用できます。)
<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者は世帯主ですか。 (主たる生計維持者が世帯主と異なる場合は申請時にその旨をお申し出ください。 <u>状況によっては認められない場合があります。</u> )
<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者の2019年分の確定申告又は住民税申告は済んでいますか。 (申告義務がない方でも、申告を予定している方は申告後に減免申請書を提出してください。申告義務がなく申告予定がなければOKです。)
<input type="checkbox"/>	世帯員の国民健康保険の加入・脱退の手続きは済んでおられますか。 (減免決定以降に手続きされた場合減免額が変更になる場合があります。)
<input type="checkbox"/>	被保険者の2019年分の確定申告又は住民税申告は済んでいますか。 (申告義務がない方でも、申告を予定している方は申告後に減免申請書を提出してください。申告義務がなく申告予定がなければOKです。)
<input type="checkbox"/>	1.主たる生計維持者の減収が見込まれる収入については正しく記載できていますか。 (複数個所からの給与がある方は合計して記入してください。減収率は合計した収入で計算します。)
<input type="checkbox"/>	「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や県から支給される「特別定額給付金」など給付金を含んでいませんか。 (国や県から支給される各種給付金は控除する額に含めません。)
<input type="checkbox"/>	2.主たる生計維持者及び全ての被保険者の2019年中の所得については正しく記載できていますか。 (令和2年2月以降に加入期間がある全ての方についてご記入ください。)

### 【添付資料】

<b>主たる生計維持者分</b>	
<input type="checkbox"/>	2019年分確定申告書第一表の控えの写し(収入金額の記載があるもの)、又は住民税申告書の控えの写し ( <u>確定申告や、住民税申告をしておられない方は源泉徴収票の写し</u> ) (月ごとの収入金額の変動が大きい方は給与明細の写しをつけてください。※見込額の合理性を判断するための参考資料とします。添付がない場合は年収を12で割った金額で判断します。)
<input type="checkbox"/>	2020年1月～申請月の前月までの給与明細の写し (給与明細が紙で交付されない方はシステムで表示される明細画面のコピー等でも可)
<input type="checkbox"/>	失業された方は事業所の証明と、65歳未満の方は離職票の写し (事業所からの証明がもらえない方はご相談ください)

### 【注意事項】

<input type="checkbox"/>	一部減免に該当する場合、申請月の翌月または翌々月の納期限で減額となります。減免に該当しても納付が困難な方については、納付猶予の申請をご検討ください。
<input type="checkbox"/>	口座振替や年金天引きの対象世帯は申請時期により減免前の金額で納付となってしまう場合があります。納付額が減免後の年税額を上回る場合は還付となります。